

平成24年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社中京医薬品  
代表者名 代表取締役社長 山田 正行  
(JASDAQ・コード4558)  
問合せ先 専務取締役 辻村 誠  
電話番号 0569-29-0202

### 臨時株主総会招集基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成24年2月10日開催の当社取締役会におきまして、下記のとおり臨時株主総会開催のための基準日設定を決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当臨時株主総会は、当社株主である山田雄三氏からの株主総会招集請求に基づいて開催するものであります。

#### 記

#### 1. 臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、平成24年4月中旬開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、平成24年2月28日(火)を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 : 平成24年2月28日 (火)
- (2) 公告日 : 平成24年2月13日 (月)
- (3) 公告の方法 : 電子公告(当社のホームページに掲載いたします。)

<http://www.chukyoiyakuhin.co.jp/kigyou/koukoku.html>

#### 2. 臨時株主総会招集について

- (1) 株主総会開催予定日 : 平成24年4月中旬
- (2) 株主総会開催場所 : 未定

#### 3. 臨時株主総会の付議議案について

この度の臨時株主総会は、当社株主である山田雄三氏からの株主総会招集請求に基づいて開催するものであり、同氏からは下記の議案が株主提案により提出されております。

- (1) 取締役全員の解任
- (2) 新たな取締役7名の選任

#### 4. 当社取締役会の見解

当社の経営方針は、株主様、お客様、地域・社会、社員とそこご家族をはじめ皆様から信頼され続けるための企業価値の向上を図ります。より一層お客様からのご期待、ご要望に応え、より愛されより親しまれる企業を目指して“ふれあい業”の進化を最重要施策として実行しております。

その為に当社は、企業の持続可能な成長と豊かさを実現するために、売上高のみならず、利益、キャッシュ・フローをも重視するバランスある事業運営、企業風土を作るべく、前期第33期より組織改編、営業所の統廃合、経営資源の選択と集中を実行し、事業効率及び財務基盤の強化を進めてまいりました。その結果、商品在庫効率が向上され販売費及び一般管理費の低減も進み、財務基盤の強化など成果がでてきております。

現行の経営体制は、このような当社の経営方針の遂行のために必須と考えているため、この招集請求者の議案に反対します。また、招集請求者の招集理由の主張には以下のような問題点があります。

- (1) 招集請求者の招集請求においては、当社をどのような経営方針で運営するのが全く不明です。したがって、招集請求者が新取締役候補者として指定する者についての取締役としての適格性もまた、全く不明といわざるを得ません。
- (2) 招集請求者は、招集理由の主張の中で、成長戦略がまったくないと指摘をしておりますが、この指摘は失当です。当社は、既に平成24年1月27日付けでプレスリリースしております「飲料水宅配事業の全国展開をスタート」などの成長戦略を策定し実行しております。そもそも、この事業の中核であるアクアマジック事業部の事業開発本部長専務取締役を務めていたのは、他ならぬ今般の招集請求者である山田雄三氏であり、成長戦略を全社で推し進めようとする中で同氏の平成24年2月6日付の役員辞任届の提出と今般の招集請求は、社員の間は無用の不安と戸惑いを生じさせ、ひいては企業価値を毀損することにならないか懸念しております。
- (3) 招集請求者は、招集理由の主張の中で、長きに亘る代表取締役山田正行は不適格であり、その他の取締役は無批判に受容した責任があるとの指摘をしておりますが、この指摘もまた失当です。当社は株式公開以来、株主様には安定配当として現在に至るまで毎年配当を実施し株主還元施策に取り組んでまいりました。また、株式公開会社としての責務を果たすべく、「きずなASSIST」として社会貢献活動にも継続的、積極的に取り組んでおります。この内容は逐次、株主様には事業報告書等でも報告させていただいております。これらの当社の方針は代表取締役山田正行の方針であり、当社は取締役会を毎月開催し経営内容等をはじめ各種必要事項を審議しております。さらに、当社の監査役は全て外部監査役であり取締役会の参加はもとより取締役の職務遂行を監査していただいております。今般の招集請求者である山田雄三氏は専務取締役の地位にあったことから、これらの事実を十分認識しているはずであり、にもかかわらず上記のような招集理由の主張をされることは理解いたしかねます。

#### 5. 今後の見通し

臨時株主総会の開催日並びに開催場所につきましては、決定次第速やかに開示いたします。

以上